

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和 5 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 2 号 令和 5 年度岩国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 令和 5 年度錦帯橋管理特別会計歳入歳出決算の認定について

以上 2 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 76 号 令和 6 年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 81 号 令和 6 年度錦帯橋管理特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 86 号 岩国高校記念館耐震等改修工事請負契約の締結について

議案第 87 号 いこいと学びの交流テラス整備工事（A 工区）請負契約の締結について

議案第 88 号 岩国市新科学センター展示製作業務委託契約の締結について

議案第 89 号 岩国市中央公民館新築電気設備工事請負契約の締結について

議案第 90 号 財産の無償譲渡について

以上 6 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 2 号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める
請願

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 1 号 令和 5 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会
所管分の審査におきまして、

消防費の災害対策費に関連し、

委員中から、本市における防災協定の締結状況について質疑があり、

当局から、「市が現在結んでいる防災協定の件数は、85 件である。主な内容としては、
避難所、応急仮設住宅の設置をはじめ、機材等のリース等や食料・飲料水の提供、相互応
援などがある」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「国の避難所運営ガイドラインでは、自治体による避難所
の指定において、お寺や神社等の施設の利用を検討することが示されている。長い歴史の
中で災害に見舞われながらも現存し、安全な場所とも言えるこうした神社等の施設と、市
は防災協定を結んではいかがか」との質疑があり、

当局から、「避難所については、より多いほうが望ましいと考える。御提案の神社仏閣
等との協定の締結については、ハザードマップ等により立地等の危険度を把握した上で、
適切などころに関しては、前向きに検討してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、教育費の文化財保護費の文化的景観保存活用事業に関し、

委員中から、「重要文化的景観の区域は、城下町エリアにおいては、岩国地区、横山地区に限られているが、岩国市が生んだ偉大な教育者で、平成26年に岩国徴古館で企画展が開催された河上 肇氏の生家を歴史的建造物として保存するため、これが所在する錦見地区を文化的景観の対象範囲とするよう区域を拡張することはできないのか」との質疑があり、

当局から、「委員御紹介の河上 肇氏の生家については、歴史的な建造物として、その存在は承知している。文化的景観の区域については、有識者や国との協議を踏まえて区域を定め、国の重要文化的景観に選定されている。その区域の見直しや拡張を行う場合は、整備計画の進捗や評価を踏まえて関係機関等と連携を図りながら検討することになる。生家に居住される関係者の方ともお話をしながら検討を進めてまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「令和5年度予算について既に反対しており、その後の推移等を見ても、問題点が解消されていないことから、決算についても反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。